

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 6034864 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標

(THE MARK)

(標準文字)

KAWASAKI

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 12 類 二輪自動車

商標権者

(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

川崎重工業株式会社

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願 2014-076806

出願日
(FILING DATE)

平成 26 年 9 月 11 日 (September 11, 2014)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成 30 年 4 月 13 日 (April 13, 2018)

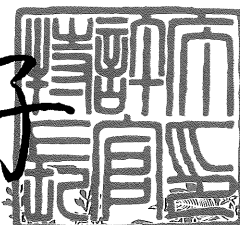
この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 30 年 4 月 13 日 (April 13, 2018)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子



登録証送付先

住 所

〒650-0031

兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル3階

氏 名

特許業務法人 有古特許事務所

様

商標権設定登録通知書

登録番号 第6034864号

登録日 平成30年 4月13日

出願番号 商願2014-076806

出願日 平成26年 9月11日

商品及び役務の区分数 1

納付年分 第10年分まで

領収金額 28,200円

受領日 平成30年 3月30日



存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・「商標権存続期間更新登録申請書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

存続期間更新登録期限日

10年目の満了日（期限日）

平成40年(2028年) 4月13日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重要

存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から手続についての通知は送付いたしませんので、存続期限の管理はご自身でお願いします。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
商標担当 内線 2713